

基本計画部会第2ワーキンググループ審議結果

＜本文イメージ＞

はじめに

基本計画部会第2ワーキンググループ（以下、「第2WG」という。）においては、平成25年5月17日の基本計画部会決定を受け、人口・社会統計を担当分野として審議を行ってきた。

とりわけ、平成24年度の統計法施行状況の審議に当たっては、次期基本計画に向けた発射台としての位置・方向性の検討を主眼とし、現行基本計画に掲げる項目について、所期の目的（目標）は達成しているか、その上で、次期基本計画において発展・充実を図るべきか、削除すべき項目か、整理・統合を図るべきかの視点に基づき評価するとともに、社会・経済情勢の変化も踏まえて新たに設定すべき事項はないか、また、既存の項目の見直しを図るべき点がないかも考慮した検討を行った。

具体的には、現行基本計画に掲げる第2WG担当の事項について、関係府省より取組状況について資料提出・報告を受け、その取組状況を確認し項目毎の評価を行うとともに、次期基本計画に向けた取扱いについて審議を行い、さらに、公的統計全体に関連する事項である「就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の整理、整合性の確保」について集中的に検討するためにタスクフォースを設置して検討を深めた。

審議の結果、第2WGの範囲にとどまらず、施策展開に当たっての基本的な視点として盛り込んでいくべき事項（ジェンダー統計、各歳別表章）とともに、引き続き公的統計の整備に向けて取組が必要と思料される事項も明らかにされてきた。また、取組の進展状況や社会・経済情勢の変化を受けた項目の整理・統合が望まれる箇所も明らかになったところである。

以下、第2WGとしての審議結果を報告する。

第2WGに係る審議結果について

I 施策展開の基本的な視点に係る事項

1. ジェンダー統計

「第三次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）において、調査や統計における男女別統計（ジェンダー統計）の充実が掲げられていることや、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、女性の活躍は成長戦略の中核として位置づけられていること等、ジェンダー統計に係る取組は、公的統計の作成・提供においても重要となっている。

このため、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への対応」の中で整理することが必要である。

2. 各歳別表章への対応

人口減少社会を迎え、少子高齢化がますます進展する中、このような社会構造の変化が特定年齢に与える影響をよりの確に把握することが、公的統計全般にわたって重要となっている。

このため、以下における「人口減少社会に対応した統計の充実」の対応の他、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への対応」の中でも整理することが必要である。

II 公的統計の整備に関する事項

以下、現行基本計画に掲げる第2WG担当の個別事項に係る審議結果としての評価及び次期基本計画において取り組むべき事項について、次期基本計画において望ましいと思料される構成に基づき整理している。

1. 社会保障全般に関する統計の充実

社会保障費用統計については、基幹統計化を含め、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。一方で、一層の公表時期の早期化や項目の細分化など、集計の充実を検討する余地も認められる。また、医療、福祉及び介護関係統計については、統計の利便性、有用性等の観点から調査体系を明らかにすることが必要である。

また、国民医療費については、行政記録情報を活用するなどして、精緻化・集計の拡充を図っていることは評価できる。現在、OECDのSHA手法が開発途上であることから、国際比較可能性向上の観点から、今後もOECDにおけるSHA改定に積極的に関与することが必要である。

なお、本項目は、共に背景事情が密接に関連した項目である「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」及び「医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」を統合したものである。

このため、次期基本計画においては、以下の取組を推進していくことが必要である。

- ① 「社会保障費用統計」については、国内の政策の企画立案上の利活用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ公表時期の早期化や、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化について検討する。
- ② 医療、福祉及び介護関係統計については、関連する調査について調査体系の全体像を整理する。
- ③ 国民医療費については、一層の精度向上及び集計結果の拡充を図るとともに、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与する。

2. 人口減少社会に対応した統計の充実

少子高齢化の進展に対応した関連統計の整備については、「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。一方で、統計の有用性の確保という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地も認められる。

また、暮らし方の変化に対応した関連統計の整備については、おおむね計画に沿った取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。一方で、社会構造や調査環境の変化への対応の着実な推進及び国際比較可能性向上の観点から、関連統計における取組を注視することが必要である。

なお、本項目は、共に背景事情が密接に関連した項目である「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」を統合したものである。

このため、次期基本計画においては、以下の取組を推進していくことが必要である。

- ① 「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。

- ② サンプルサイズからの結果精度や記入者負担の点を考慮した上で、各歳別表章の実施・年齢区分の見直しなどについて検討する。
- ③ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）は対象者が中学生になったことを勘案し、今後のあり方について検討する。
- ④ 「国民生活基礎調査」については、所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となる標本規模の拡大について、試験調査の実施とその結果を踏まえて検討する。
- ⑤ 社会生活基本調査については、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。
- ⑥ 平成27年国勢調査については、引き続き、オンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努める。

3. 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析できるようにするための関連統計の整備については、改善・検討を実施していることは評価できる。一方で、実施体制等が検討途上であることや、比較可能性向上の観点から、引き続きその対応を注視することが必要である。

このため、次期基本計画においては、以下の取組を推進していくことが必要である。

- ① 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査については、客観的な基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。
- ② 学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施については、予算の確保や実施体制、費用対効果などの多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、その実現可能性についての検討を行う。
- ③ 子どもの学習費調査については、記入者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握が可能となるよう調査事項の見直しを検討する。
- ④ 社会教育調査については、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利用・運営状況など新たな観点も含め、生涯学習という広い視野からの統計整備を検討する。

4. 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

企業活動の変化や働き方の多様化等のための関連統計の整備については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。一方で、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実を図る必要性が一層高まっている。

また、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しが求められている。

このため、同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点、国際比較可能性の向上の観点及び非正規雇用の実態のよりの確な把握による各種調査の比較可能性向上の観点から、次期基本計画においては、以下の取組を推進していくことが必要である。

- ① 労働力調査における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。
- ② ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。
- ③ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成 25 年度末までに実施する検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、内容を検討し、順次調査の見直しを行う。

5. その他

上記 1～4 に掲げる事項を除いた第 2WG 担当分野である「グローバル化の進展に対応した統計の整備」及び「その他」のうちの国勢調査を除く事項については、何れもおおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価できる。

また、本事項に関連して発展・充実を図るべき事項も認められないことから、次期基本計画においては、本事項は削除することが適当である。